

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年3月26日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年3月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和2年3月16日（月）		
				会議時間	8時58分～9時56分		
出席委員	委 員 長	川村 一朗		委 員	谷田 道子		
	副 委 員 長	松浦 伸		委 員	酒井 石		
	委 員	白木 一嘉					
	委 員	小出 徳彦		欠席委員			
	委 員	上岡 正					
その他	議 長	宮崎 努		傍 聴 人	平野 愛弓（高知新聞社）		
	委 員 外 議 員	廣瀬 正明					
	委 員 外 議 員	寺尾 真吾					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	観光商工課長補佐	金子 雅紀					
	観光商工課長補佐	宮崎 勝也					
	農林水産課長	篠田 幹彦					
	農林水産課長補佐	吉田 貴浩					
	産業建設課長	小谷 哲司					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	事務局長補佐	上岡 史卓					
記 録							
<p>令和2年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案4件について委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第35号議案「四万十市立四万十農園めぐりっこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：篠田農林水産課長】四万十農園めぐりっこ内のふれあい広場について、これまで短期の利用のみを想定した利用料金だったが、有効利用するため中長期的な利用料金を設定するもの。具体的に言うと、これまで1日単位の利用料金のみを設定だったものを、これを年額又は月額使用できるような料金を設定する。四万十市公共用財産管理条例を準用する。

【質疑：白木委員】短期利用から中長期利用可能へ変えるということだが、要望があったのか。また、料金は短期利用に比べ割安になるのか。

【答弁：篠田農林水産課長】この施設は農業を核とした地域産業の振興及び活性を図るという目的のもので、農業だけでなく他産業を含めた活性化を考えているのだが、四国森林管理局から使えないかという相談があった。料金については、現行の条例では1㎡につき1日44円だが、これが、年額130円となる。

【質疑：上岡委員】長期に貸し出すとイベント的なことは行えないと思うが、その点は。また契約期間は最長でどれだけか。

【答弁：篠田農林水産課長】広場の面積は1万㎡程度あり、その全てを貸し出すようなことは考えていない。契約については1年単位で行い、毎年見直すことを考えている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第36号議案「幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】改正卸売市場法が平成30年6月に公布され、令和2年6月21日より施行されることに伴い市の条例を改正するもので、大きく2点の改正がある。1つはこれまで都道府県知事による開設者の許可だったものが、認定に変わり、県条例が廃止されることに伴い、卸売業者の許可が県知事から市長に変わる。もう1つが遵守事項である6つの共通ルールの設定、うち1つは中央卸売市場のみなので5つの共通ルール、売買取引方法の公表、差別的取扱いの禁止、代金決済ルールの策定・公表、取引条件の公表、取引結果の公表の条例の謳いこみ。

【質疑：上岡委員】卸売業者の許可を市長が出すということだが、市長が許可を取り消す必要がある場合についてどんな規定があるか。規則に謳われているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】条例第6条の5が卸売業者の許可の取消し条項で、そこに資力信用を有しなくなったとき等の許可の取消しが謳われている。

【質疑：白木委員】今回の条例改正については、全て法改正によるものという解釈で間違いはないか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】はい。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第37号議案「四万十市農村公園設置条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】農村公園内に建設中のオートキャンプサイトについて、テニスコート、ゲートボール場を撤去し建設しているため、条例からこの2施設を削除し、新たにキャンプ場と備品類を追加するもの。

【質疑：上岡委員】キャンプ場等の料金設定は何を参考にしているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】四万十町のウェル花夢、土佐清水市のスノーピーク、本市のかわらっこ、とまるっとを参考に上限設定をした。

【質疑：上岡委員】料金設定は参考にしたところより高いのか、安いのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】条例では上限額を定める形にしているため、ホームページで確認したウェル花夢やスノーピークの料金より高いものになる。四万十市においては、条例では上限のみを定め、実際の料金は指定管理者との協議で条例の範囲内で決めることとなる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第41号議案「財産の減額貸付について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】中村天神橋39の土地642.08㎡を四万十にぎわい商店株式会社に貸し付

けるもので、中心市街地のにぎわい拠点とするため、商業機能部分と公共機能部分を合わせ持つ複合施設の整備を行っているが、商業機能部分203.35㎡については、固定資産評価額の4%で貸付料を算定、残りの公共部分（公園、トイレ）は無料として全体を年間277,000円で貸し付ける。減額貸付に当たるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。貸付期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間。

【質疑：上岡委員】 図面が欲しい。有料で貸し付ける部分と無料の部分の線引きがわからない。土地の評価額の4%の根拠は何か、以前は6%で貸し付けていたと思う。また、周辺の土地の評価額との比較を知りたい。

【答弁：朝比奈観光商工課長】 図面と評価額・路線価については資料を持ってくる。現在、本市では土地家屋等を貸し付けるに当たり、土地は評価額の4%、家屋は評価額の7%で貸し付けている。土地・家屋の適正な貸付料の規定がないため、他市の事例を参考に固定資産評価額を基に貸付料を算出することとしている。これは財政課が平成24年4月1日に定めたもので全庁的に運用している。

（小休）

（正会）

【答弁：朝比奈観光商工課長】 四国銀行の跡地が38,000円/㎡、路線価で言うと54,000円。該当地の路線価48,000円、固定資産評価額が34,125円/㎡。

（小休）

（図面配付）

（正会）

【答弁：朝比奈観光商工課長】 図面にあるカフェの底地、テナントの底地の面積の合計が203.35㎡。

【質疑：上岡委員】 その商業施設に入っていくためには、公園を通らなければならない。その部分については、考慮しなかったのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】 考慮していない。

挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。